

平成 18 年 11 月 7 日



三菱東京 UFJ 銀行
国際業務部
中国業務支援室

< 中国 / 規定・手続 >

商務部、税関総署、国家環境保護総局より
「加工貿易禁止類商品目録」(2006 年第 82 号) 公布

商務部、税関総署、国家環境保護総局公告 2006 年第 82 号公布
加工貿易禁止類商品目録
(2006 年 11 月 1 日公布、2006 年 11 月 22 日実施)

財政部、発展改革委、商務部、税関総署、国家税務総局の一部商品の輸出税還付率調整および加工貿易禁止類商品目録追加に関する通知 (財税[2006]139 号)の要求に基づき、商務部、税関総署及び環境保護総局は新たに加工貿易禁止類商品目録を制定した。(付属文書参照)ここに公告し、関連事項について以下の通り公告する。

- 一、本公告は 2006 年 11 月 22 日より施行する。
- 二、2006 年 11 月 22 日までに既に商務主管部門が批准を行った加工貿易業務については、規定に基づき税関に加工貿易の届出を申請することができるが、契約の有効期間内に履行しなければならない。企業単位で管理を受けるネットワーク監督管理企業については 2007 年 11 月 22 日までの履行が認められる。上述の業務は期限満了後も契約を履行していない場合、延期を許可せず、加工貿易関連規定に基づき処理する。
- 三、企業が国内販売を申請する場合(注)は、「税関総署、財政部、商務部、人民銀行、税務総局(2006 年第 52 号公告)」の規定に照らし、税関の納税書の日付の前年度の人民銀行公布の普通預金利率に基いて延滞利子を徴収する。
(訳者注:当初、加工貿易を目的に原材料を保税輸入したが、後日その加工品を国内販売に向けた場合、別途国内販売の申請が必要となる。)
- 四、本公告は保税区、輸出加工区等の税関特別監督管理地域に適用するが、本公告の公布前に区内に設立済みの企業は除く。
- 五、「商務部、税関総署、環境保護総局公告(2005 年 105 号)」に記載されている農薬、石炭の加工貿易禁止に関連する規定の執行を終止し、今後は本公告を基準とする。105 号公告のその他の内容については引続き有効とする。

新たな加工貿易禁止類商品目録は本公告の規定を基準とする。今後、加工貿易禁止類商品目録については国家関連政策に基づき機動的に調整を行う。

商務部
税関総署
環境総局

二〇〇六年十一月一日